

【改 22—2022 年 10 月 1 日】

学生・教職員の安全確保と学内外への感染拡大防止を最優先に、対応方針を以下のとおり定めました。なお、新型コロナウイルスに関する情報は、日々状況が変化していくため、それに応じて対応方針を更新します。

### 1. 感染拡大予防に関する厳守事項

自分自身を感染から守ることは最も重要な事項の一つであるが、地域とともに生きる大学の一員として、誰もがウイルスを保有し、感染源になる恐れがあることを自覚して行動するなど、社会的責任感を持った行動に努めること。

- (1) 不織布マスクの着用及び咳エチケットを徹底。
- (2) 飲食の場面で、マスクを外して会話をしない
- (3) 手洗い及び、手指の消毒等を徹底する。
- (4) 3つの密（密閉・密集・密接）を避け、常時室内換気を徹底する。
- (5) これまでにクラスターが発生しているような場所への不要不急の外出はしない。
- (6) 健康チェックシートの記入・持参を継続する。

### 2. 健康管理について

以下の指針に従い、自身の健康管理を行う。なお、該当事項が生じた場合には、学生・教職員は事務局（もしくは東京キャンパス・むつキャンパス事務局）に連絡し、就学・就業上の判断を仰ぐこと。

(1) 発熱または風邪様の症状\*1が現れた場合は、授業や仕事を休み、「青森県の今後のスキーム」に基づき、下記の通り対応する。なお、東京キャンパスは都の方針に基づき対応。

(\*1：発熱、咳、倦怠感、臭覚・味覚障害、咽頭痛、筋肉痛、頭痛、下痢、結膜炎)

#### ① 重症者リスクが低い有症者の場合

「青森県臨時 Web キット検査センター」を活用し、検査結果により事後の措置を講ずるものとする。

#### ② 重症化リスクが高い有症者の場合

診療・検査医療機関を受診し、事後の措置を講ずるものとする。

#### ③ 検査キットを自己調達出来る場合

陽性時は所轄保健所へ連絡すること。なお、Web を利用出来る場合には、「青森県臨時 Web キット検査センター」を活用すること。

なお、重症化リスクの高い者とは、60歳以上、基礎疾患を有する者およびBMI30以上の者をいう。また、有症者には、症状がある濃厚接触者も含む。

### 3. 有症者又は無症状者の療養期間等について

#### (1) 有症者の場合

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。

ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の

徹底をする。

また、現に入院している場合は、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に、11日目から療養解除を可能とする。

## (2) 無症状者（無症状病原体保有者）の場合

検体採取日から7日間経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。

加えて、5日目の抗原定性検査キット（※1）による検査で「陰性」を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。ただし、検査キットで「陰性」を確認し、検体採取日から5日間経過後（6日目）に療養を解除する場合には、その検査結果を撮影した画像を事務局へ提出し承認を得ること。

しかし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスクとの接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をする。

## (3) 療養期間中の外出について

療養期間中も一定の場合に、食料品等の買い出しなどの必要最小限の外出を行うことは差し支えないとするが、療養期間中の出勤、登校は必要最小限の外出とは認めない。

## (4) 療養期間中の欠席の取扱について

重症化リスクの低い有症状者の自宅における検査体制（青森県臨時 Web キット検査センター）を活用し、自ら撮影した検査結果を示す画像等や、自ら My HER-SYS（※2）で取得した療養証明書等を添付して公認欠席届を提出すること。なお、改21「別紙」は廃止するものとする。

※1 使用可能な抗原定性検査キットは国が承認した「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」と表示されているものを使用した場合とする。

※2 厚生労働省新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19）の略

## 4. 学生全般（留学生含む）

### (1) 健康管理

①「2. 健康管理について」に十分留意した上で、毎日の体温及び風邪様症状の有無を健康チェックシートに記入（健康観察）し、毎日持参すること。

②発症または自宅待機の発生に伴う欠席については、公認欠席（公欠）として扱うが、1科目あたり5回を超える場合は事務局（もしくは東京キャンパス・むつキャンパス事務局）に相談すること。

### (2) 就職活動

①感染発生地域での活動が必要な場合は、「1. 感染拡大予防に関する厳守事項」に十分留意し、感染予防に努めること。

②積極的にキャリア支援課（就職課）に相談すること。

③学内企業説明会は、感染拡大のための防護措置を実施した上で開催する。

### (3) 部・サークル活動

①部・サークル単位で活動における場所や特徴を踏まえた感染予防策を各団体で立案し、事務局学生課への提出し、承認を得る。また、本対応方針「1. 感染拡大予防に関する遵守事項」および「団体毎の感染予防策」の記載内容に対し、各団体所属の学生、顧問全員に誓約書の提出を義務

付ける。

②公式試合（連盟が主催する試合）への参加は可能とする。（当該の部・サークルに陽性者、または濃厚接触者が確認された場合を除く）。

③公式試合への参加に関わる遠征、宿泊については認めるが、それ以外の遠征、合宿等については原則として認めない。

④その他、特別な場合は学長の許可を求めること。

⑤活動中における「3つの密」を極力避け、以下の環境下で実施すること。

- ・屋内で活動する場合は、ドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、学生が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。
- ・屋外でも密集するような活動は避けること、屋内同様、感染拡大防止のための防護措置を実施する。
- ・活動終了後は手指洗淨、消毒を実施する。
- ・基本的には自チームだけでの練習とし、感染発生地域に属するチームとの接触（練習試合・合同練習等）は原則避けること。

#### （4）学生イベント

イベント実施時の感染予防策を立案し、事務局学生課への提出を必須とする。内容を確認し、一定の安全性が確保できると考えられる場合、実施できるものとする。

#### （5）学外活動について

アルバイト等の選択においては、感染対策、特に3密（密接・密集・密閉）対策がしっかりと図られているかを見極めた上で、従事すること。

また、アルバイトに従事する際は、勤務先の感染対策マニュアルを遵守すること。

### 5. 教職員全般

#### （1）会議の開催について

各種会議の開催については、可能な限りオンラインでの実施を検討すること。

#### （2）授業の実施方法について

対面授業の教室は、可能な限り教員と受講者との間隔、及び受講者同士の座席の間隔をあげ、教室の換気を行うこと。課題を利用した時間短縮等、環境や実施方法に配慮すること。

※母国でオンライン授業を受けている留学生については引き続きオンライン授業（一部対面授業）となります。

#### （3）部・サークル活動について

4. 学生全般の（3）に準ずる。

#### （4）食事会等について

会食時にはマスクを適切に着用し、感染リスクの高い場所を回避し、少人数・短時間を基本とする。

### 6. 留学生及び帰国者等について

水際対策強化に係る新たな措置（※1）に基づき対応するものとする。

なお、該当事象（上記2. 健康管理について）が生じた場合、学生・教職員は事務局に連絡し、就学・就業上の判断を仰ぐこと。

※1：厚生労働省「水際対策に係る新たな措置（34）」（令和4年9月26日）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000993077.pdf>

## 7. 大学行事等について

感染症拡大防止対策を講じた上で実施。

## 8. 施設使用について

### （1）図書館について（青森キャンパス）

閉館時間：17時50分で閉館とする。（新館は16時30分閉館）土曜日は閉館とする。

### （2）学外者に対する校舎貸出について

施設使用時の感染予防策を立案し、事務局への提出を必須とする。内容を確認し、一定の安全性が確保できると考えられる場合、実施できるものとする。

## 9. 関連リンク

- ・文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

- ・厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html)

- ・厚生労働省「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601720.pdf>

- ・青森県「新型コロナウイルス感染症について」

<https://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/health/wuhan-novel-coronavirus2020.html>

- ・青森市「新型コロナウイルス感染症に関する情報について」

[https://www.city.aomori.aomori.jp/shingata\\_coronavirus\\_index.html](https://www.city.aomori.aomori.jp/shingata_coronavirus_index.html)

- ・内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」

<https://corona.go.jp/>

問い合わせ先・連絡先 青森大学事務局：TEL017-738-2001

東京キャンパス事務局：TEL03-6261-6399

むつキャンパス事務局：TEL0175-31-0044